

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省 林野庁 経営課）

<p>制 度 名</p>	<p>森林組合の合併に係る企業再編税制の特例措置</p>				
<p>税 目</p>	<p>法人税（措法第 68 条の 2 第 1 項第 4 号）</p>				
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>本制度の適用期限を 3 年延長すること</p> <p>本則：法人の合併については、これを法人の買収とみなして、合併の際に移転する資産を時価で評価し、評価差益分は所得が発生したもものとして課税。例外的に子会社との合併や事業が相互に関連する等一定の条件を満たす合併に限り「適格合併」として簿価での合併を容認。</p> <p>特例：森林組合の合併については、例外として簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業が継続されること、③従業員の 8 割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併が認められる。</p> <table border="1" data-bbox="1015 831 1489 943"> <tr> <td data-bbox="1015 831 1222 943"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 831 1489 943"> <p>— （▲22 百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>— （▲22 百万円）</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>— （▲22 百万円）</p>				
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林整備の中心的な役割を担う森林組合の合併を促進し、その事業基盤の強化を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>森林組合が、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保という森林・林業基本法の基本理念を適確かつ効率的に実現できるようにするためには、森林組合系統の組織の効率的な再編整備、事業基盤の強化を促進し、森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応し得る組織に再編することが必要である。</p> <p>森林組合の合併については、事業基盤を強化する上で重要な手段であり、積極的に推進することが必要であるが、地域の森林現況等により組合の事業規模等に差が生じていること、また、1 県 1 森林組合への取組も含め広域合併が多くなり、経営規模の差が大きくなっていることから、規模の異なる組合が合併した場合に法人税の繰延の適用が受けられる本特例措置の延長が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>森林組合等においては、現在、系統運動である「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」等により、自ら組織・事業の改革に取り組んでおり、こうした森林組合等の取組を促進するため、森林組合連合会等の行う合併指導や経営指導等に対し助成措置を講じるなどにより、その組織・事業基盤の強化が図られるよう支援を行っているところである。</p> <p>これに併せて組織再編の誘導効果の大きい本特例措置を延長し、引き続き支援することで、森林組合の合併を促進し、組織の簡素・合理化、事業運営の効率化を図る。</p>				

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	VI-⑫林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進【平成20年度】 VI-⑫林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進【平成21年度】														
	政策の達成目標	森林組合の合併構想の達成														
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年間）														
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ														
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	施業集約化・供給情報集積事業 約5億円 （うち指導強化費として約900万円） ・森林組合連合会が行う合併の指導や経営管理体制の強化について支援を行う。														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、森林組合の指導を行う森林組合連合会への支援措置であり、当該措置と本税制特例措置を併せて講ずることにより、森林組合の効率的な組織再編が図られる。														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成18年度末森林組合数：764組合 →平成19年度末森林組合数：736組合 （平成20年度末見込み森林組合数：680組合）														
	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例適用件数(件)</td> <td></td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td></td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>				H18年度	H19年度	H20年度 (見込み)	特例適用件数(件)		7	9	減税見込額(百万円)		12	21
		H18年度	H19年度	H20年度 (見込み)												
	特例適用件数(件)		7	9												
	減税見込額(百万円)		12	21												
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成19年度における組合の合併全16件（合併参加組合37組合）のうち44%に当たる7件（合併参加組合17組合）が適格合併（本則）に該当しない本特別措置を適用した合併。															
前回要望時の達成目標	森林組合の合併構想の達成（平成22年度末までに440組合に再編）															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の体制・組合運営問題、市町村合併との関係等の理由により、合併計画が遅れている組合があることから平成22年度の合併目標に対し遅れが生じているが、全国森林組合連合会をはじめとした系統指導等により、関係者が一体となり推進に努めているところである。今後も引き続き森林組合系統の事業・組織の再編のため、本特例を活用し、合併を促進することが必要である。															
これまでの要望経緯	平成19年度税制改正において、森林組合の合併についても特例の対象となる。															